

○ 西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

〔平成12年3月28日〕
規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧の期間等)

第4条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち、縦覧しようとする日が、西いぶり広域連合の休日に関する条例（平成12年条例第2号）に規定する休日に当たるときは、縦覧することができない。

2 縦覧の時間は、執務時間中とする。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 広域連合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式がある場合は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

3 この規則による改正前の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類とみなす。